

介護サービスをご利用の皆さんへ

介護サービスの利用者負担

令和8年度介護保険負担割合証(適用期間8月1日～令和9年7月31日)は、要介護認定を受けている方および総合事業対象者へ7月に送付する予定です。なお、新規で要介護認定を申請した方には、要介護認定・要支援認定等結果通知書と一緒に負担割合証を送付します。

☎介護保険課介護認定係
☎(3546)5385

介護保険施設利用時の食費・居住費を軽減します(負担限度額認定)

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院など)やショートステイを利用する低所得の方を対象に、食費・居住費を軽減しています。軽減を受けるには申請が必要です。

更新手続き

認定証の有効期限は7月31日です。現在認定証をお持ちの方には、6月中旬に更新案内と申請書類を送付します。

新規申請

現在認定証をお持ちでない方も、施設利用中または利用予定の場合は随時申請が可能です。

詳しくは区へ
(介護保険負担限度額認定)



介護保険利用時の負担を軽減します(区独自サービス)

低所得で生計が困難な方を対象に、区が指定する事業者で介護保険サービスを利用した際の負担を軽減しています。介護サービス費、食費、居住費について、利用者負担額の4分の1を軽減します。制度の利用には申請が必要です。

詳しくは区へ
(生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担軽減制度)



介護保険給付の量を補います(区独自サービス)

在宅支援入浴サービス(訪問入浴サービス)

概ね65歳以上の要介護5の方を対象に、自宅での入浴を支援するサービスです。家族などの介助だけでは入浴が難しく、感染症などの理由により施設での入浴が困難な場合に利用できます。

介護保険サービスを利用しても入浴回数が不足する方を対象に、週1回の訪問入浴サービスを提供します。

更新手続き

認定期限は7月31日です。現在認定を受けていて要件に該当する方には、更新案内を送付しますので、更新手続きを行ってください。

住宅設備改善給付

要介護・要支援認定を受けている方や、非該当(自立)と認定された方のうち、身体機能の低下に



より住宅改修が必要な方を対象に、手すりの取り付けや浴槽、流し台、洗面台などの改修費を給付します。利用の際は、高齢者住宅設備改善アドバイザーが自宅を訪問し、心身の状況や住宅の状況、介護サービスの利用状況などを確認した上で、改修内容の助言や提案を行います。

共通

申請前に、担当ケアマネジャーまたはおとしより相談センターへご相談ください。

☎介護保険課事業者支援給付係
☎(3546)5377

介護事業者情報検索サイトのご案内

地域や条件に合わせて介護事業者を検索できるサイト「けあプロ・navi」を運用しています。介護事業所を探す際にぜひご活用ください。

けあプロ・navi



令和8年度介護保険料の決定

介護保険料納入通知書兼介護保険料特別徴収開始通知書を6月中旬に発送します。

詳しくは、同封の介護保険料決定のお知らせをご覧ください。

なお、通知書は再発行ができないため、大切に保管してください。

◎保険料を滞納すると、延滞金の加算や、介護サービスを利用する際の自己負担割合が増える場合があります。

令和8年1月2日以降に転入された方や、住所地利例施設に入所されている方

6月以降に所得状況を前住所などにて照会します。それに伴い、保険料が変更になる場合があります。

保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免を受けることができます。

こちらの封筒を
発送します▶



- ☎保険料の算定について
介護保険課介護認定係
☎(3546)5641
- 延滞金について
保険年金課収納係
☎(3546)5365

警察官をかたる詐欺電話にご注意ください!

現在、区内で警察官をかたる詐欺の電話が相次いでいます。

「〇〇警察署の××です。あなたの口座が犯罪に使用されています。」などという電話は、詐欺の電話です。

このような電話がかかってきた場合は、一度電話を切り110番通報してください。

さまざまな「アポ電」にもご注意ください

警察官以外にも、区職員や銀行員、ライフライン事業者など、さまざまな人物をかたった詐欺の電話にご注意ください。中には、はじめにかけてくる電話「アポ電」で家族構成や現金の有無などを確認した後、強盗に入る悪質なケースもあります。少しでもおかしいと感じたら、電話を切って家族や友人に相談するか、警察に連絡しましょう。

ATMでの詐欺被害が発生しています

ATM周辺での携帯電話の通話はやめましょう。

自動通話録音機の無料貸し出し

電話を利用した振り込み詐欺などの被害防止に有効な自動通話録音機を、無料で貸し出しています。

特徴

- ・自宅電話の呼び出し音が鳴る前に、発信者へ自動で警告メッセージを流します。
- ・詐欺の犯人は、通話の録音を恐れ、受信者の応答前に電話を切る場合が多いとされています。

注意事項

- ・通信環境、緊急通報システムとの併用などの条件により設置できない場合があります。
- ・貸し出し台数に限りがあります。
- ☎65歳以上の区民が居住する世帯
- ☒区役所1階防災危機管理課で、申請書に必要事項を記入して申し込む。
- ◎本人確認書類(運転免許証、保険証など)をお持ちください。



▲自動通話録音機

- ☎防災危機管理課防災危機管理担当
☎(3546)5087
- 中央警察署
☎(5651)0110
- 久松警察署
☎(3661)0110
- 築地警察署
☎(3543)0110
- 月島警察署
☎(3534)0110